

# 東京都新型コロナウイルス感染症医療体制戦略ボード設置要綱

制定 令和3年12月1日付3福保感防第2258号

## (目的)

第1 新型コロナウイルス感染症に係る全般的な医療提供体制についての助言を受けるため、東京都新型コロナウイルス感染症医療体制戦略ボード(以下「戦略ボード」という。)を設置する。

## (構成員の職務)

第2 構成員は、新型コロナウイルス感染症に係る全般的な医療提供体制について、都の要請に基づき助言を行う。

## (委嘱)

第3 構成員は、救急医療又は感染症医療に精通した医師等の中から、福祉保健局健康危機管理担当局長が委嘱する。

## (任期)

第4 構成員の任期は、委嘱の日から、福祉保健局健康危機管理担当局長が定めた日までとする。

## (守秘義務)

第5 構成員は、その職務遂行上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

## (助言の記録)

第6 第2に定める構成員の助言を受けた場合には、別記様式により記録する。

## (報償費)

第7 都は、別記様式の記録に基づき、1日当たり17,000円(所得税源泉徴収分を含む。)の謝礼金を支払う。

## (庶務)

第8 戦略ボードの庶務は、福祉保健局感染症対策部防疫・情報管理課において処理する。

## (その他)

第9 この要綱に定めるもののほか、戦略ボードの設置等に関し必要な事項は、福祉保健局健康危機管理担当局長が別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和3年12月1日から施行する。

(別記様式)

## 東京都新型コロナウイルス感染症医療体制戦略ボード助言記録票

1 助言要請番号	年度 - 依頼
2 構成員氏名	(氏名)
3 助言要請日	年 月 日 ( 曜日 )
4 相談内容	
5 助言の方法 (該当箇所に )	・ 口頭      ・ 書面      ・ その他
6 助言の要旨	
7 備考	
8 担当	(担当者名) (電話)